

●香川県告示第198号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成24年4月3日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 施行者の名称

さぬき市

2 都市計画事業の種類及び名称

さぬき都市計画下水道事業 さぬき公共下水道（大川西部処理区）

3 事業施行期間

平成4年2月4日から平成31年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

平成4年香川県告示第69号、平成4年香川県告示第70号、平成10年香川県告示第215号、平成10年香川県告示第216号、平成17年香川県告示第246号及び平成17年香川県告示第247号の事業地の全てを削除し、さぬき市鴨庄字西新開、字小方、字浦手箱、志度字堂林、字玉浦、字寺町及び造田乙井字川南の一部の区域を加える。

(2) 使用の部分

平成4年香川県告示第69号、平成4年香川県告示第70号、平成10年香川県告示第215号、平成10年香川県告示第216号、平成17年香川県告示第246号及び平成17年香川県告示第247号の事業地の全てを削除し、さぬき市志度字霞池、字石立、字田中、字御所、字玉浦、鴨庄字小方、字西泊、昭和字中井戸、長尾西字筒井、長尾東字笠堂、字島ノ子、字川西及び字尾崎の全部並びに未字東内間、字西内間、志度字稻荷越、字牛の背、字宗林堂、字堀切、字大陰、字湊田、字藤井、字茶白山、字大將軍、字入江、字正面、字湊田尻、字花池尻、字姥ヶ池、字赤馬崎、字寺町、字珠橋、字越窓、字堂林、字塩屋、鴨庄字大人、字東天神、字神明谷、字野田、字新田沼、字新田峠、字北野田、字西奥谷、字東泊、字室沖、字手箱、字白方、字北室沖、字浦手箱、字北白方、長尾西字川原、字荒井、字市、字辛立、字大山地、字仲、字関ノ上、字観音、字山ノ神、長尾名字陵、長尾東字横砂、字菜園、字王田新開、字新開、字切ノ川、字三反地、字本村、字清水、昭和字下屋、字川東、造田野間田字南内間、字諏訪、字東内間、字西内間、造田是弘字西山端、字東内間、字西内間、字東井手、字西井手、字川東及び造田乙井字川南の一部の区域を加える。